

東久留米市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																												
<p>第1条から第7条の3まで (現行のとおり) (扶養手当)</p> <p>第8条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) <u>1, 500円</u></p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>第8条の2から第16条まで (現行のとおり) (期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条、第18条の2及び第18条の3において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市長が別に定める日(第18条の2及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で別に規則で定めるものについても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月以内</u>の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p>	在職期間	割合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30	<p>第1条から第7条の3まで (略) (扶養手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) <u>9, 000円</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第8条の2から第16条まで (略) (期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条、第18条の2及び第18条の3において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市長が別に定める日(第18条の2及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で別に規則で定めるものについても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>3月に支給する場合においては100分の20</u>、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>3箇月以内</u>(基準日が12月1日であるときは、<u>6箇月以内</u>)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基準日が3月1日又は6月1日である場合</td> <td style="text-align: center;">基準日が12月1日である場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3箇月</td> <td style="text-align: center;">6箇月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2箇月15日以上3箇月未満</td> <td style="text-align: center;">5箇月以上6箇月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1箇月15日以上2箇月15日未満</td> <td style="text-align: center;">3箇月以上5箇月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1箇月15日未満</td> <td style="text-align: center;">3箇月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の20</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合		3箇月	6箇月	100分の100	2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80	1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60	1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30
在職期間	割合																												
6箇月	100分の100																												
5箇月以上6箇月未満	100分の80																												
3箇月以上5箇月未満	100分の60																												
3箇月未満	100分の30																												
在職期間		割合																											
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																												
3箇月	6箇月	100分の100																											
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80																											
1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60																											
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30																											

4及び5 (現行のとおり)

第18条から第21条まで (現行のとおり)

とする。

4及び5 (略)

第18条から第21条まで (略)